日 次

津市規則

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市母子保健法施行取扱規則

津市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市公共下水道の構造技術上の基準等に関する条例施行規則

津市告示

地縁による団体の認可

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

放置自転車等の撤去及び保管

津市下水道排水設備指定工事店の指定

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効

地縁による団体の認可

認可地縁団体の告示事項の変更

津都市計画の変更

平成25年度固定資産土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

平成24年産畑作物共済(大豆;一筆方式)に係る共済金の支払額及び減収量等の公表

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

総合評価一般競争入札の執行

国土調査法による地図及び簿冊の作成

軽微な変更に伴う津市農業振興地域整備計画の変更

平成25年2月分津市農用地利用集積計画の決定

犬の抑留

下水道区域の供用開始区域

津市水道事業管理規程

津市水道技術管理者設置規程の一部を改正する規程

津市選挙管理委員会告示

選挙人名簿からの抹消者

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

津市河内財産区議会議員選挙の選挙期日

津市河内財産区議会議員選挙における開票事務

津市河内財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時

津市河内財産区議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所

津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市河内財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

津市河内財産区議会議員選挙における投票所

津市河内財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間

津市河内財産区議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数

雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任

雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示

津市河内財産区議会議員選挙における当選人

津市監査委員会告示

監査結果の公表

財産区に係る監査結果の公表

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

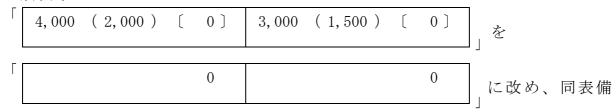
平成25年3月1日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第3号

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年津市規則第8 8号)の一部を次のように改正する。

別表中



考中第5項を第6項とし、第1項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、同表備 考に第1項として次の1項を加える。

- 1 この表のB1階層における「母子世帯等」とは、次に掲げる世帯をいう。
 - (1) 母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) 第17条に規定する 配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に 定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123 号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号) に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法 律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者 附 則
- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、平成 25年度以後の年度分に係る保育所入所負担金について適用し、平成24年 度分までの年度に係る保育所入所負担金については、なお従前の例による。 津市母子保健法施行取扱規則をここに公布する。

平成25年3月1日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第4号

津市母子保健法施行取扱規則

(趣旨)

第1条 母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)の施行については、法、母子保健法施行令(昭和40年政令第385号)及び母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(低体重児の届出)

第2条 法第18条の規定による低体重児の届出は、低体重児出生届(第1号 様式)によりこれを行うものとする。

(養育医療の給付の申請及び決定)

- 第3条 施行規則第9条第1項の規定による養育医療の給付の申請は、養育医療給付(継続)申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 養育医療意見書(継続)(第3号様式)
 - (2) 世帯調書(第4号様式)
- 2 市長は、前項の規定による提出があった場合において、養育医療の給付を 行うことを決定したときは、養育医療給付(継続)決定通知書(第5号様式) に施行規則第9条第2項に規定する養育医療券を添えて当該申請者に通知す るものとし、養育医療の給付を行わないことを決定したときは、養育医療給 付(継続)不承認通知書(第6号様式)により当該申請者に通知するものと する。

(費用の徴収)

- 第4条 市長は、養育医療の給付に要する費用を支弁したときは、法第21条 の4第1項の規定により、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、そ の負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するもの とする。
- 2 前項の規定により徴収する額は、別表に定める額とする。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、母子保健法施行細則(昭和62年三重県規則第15号。次項及び第4項において「県細則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に県細則の規定により作成された帳簿等は、この規 則の規定にかかわらず、当分の間、補正して使用することができる。
- 4 市長は、この規則の施行前においても、県細則の規定によりなされた養育 医療の給付の決定に係る治療期間が平成25年3月31日を超えるものであ って、当該決定の際に交付された養育医療券の有効期間が同日をもって満了 する場合において、当該超える期間に係る第3条第2項に定める養育医療券 を交付することができる。

徴収基準額表

			徴収基準	徴収基準
	世帯の階層区分		月 額	加算月額
			(円)	(円)
A	生活保護法 (昭和25年法律第14	14号) による被保	0	0
	護世帯(単給世帯を含む。)及	及び中国残留邦人		
	等の円滑な帰国の促進及び永住	主帰国後の自立の		
	支援に関する法律(平成6年活	去律第30号)によ		
	る支援給付受給世帯			
В	A階層を除き、当該年度分のF	方町村民税非課税	2,600	260
	世帯			
C 1	A階層及びD階層を除均等割	の額のみの世帯	5, 400	540
	き、当該年度分の市町(所得	割の額のない世		
	村民税の課税世帯であ帯)			
C 2	って、その市町村民税所得割の	の額のある世帯	7,900	790
	の額の区分が次の区分			
	に該当する世帯			
D 1	A階層及びB階層を除所得税	15,000円以下	10,800	1,080
D 2	き、前年分の所得税のの年額	15,001円以上	16, 200	1,620
	課税世帯であって、そ	40,000円以下		
D 3	の所得税の額の区分が	40,001円以上	22, 400	2, 240
	次の区分に該当する世	70,000円以下		
D 4	帯	70,001円以上	34,800	3, 480
		183,000円以下		
D 5		183,001円以上	49, 400	4, 940
		403,000円以下		
D 6		403,001円以上	65,000	6, 500
		703,000円以下		
D 7		703,001円以上	82, 400	8, 240
		1,078,000円以下		
D 8		1,078,001円以上	102,000	10, 200

		1,632,	000円以	人下			
D 9		1,632,	001円以	人上	123, 400	12,	340
		2, 303,	000円以	人下			
D 10		2,303,	001円以	人上	147,000	14,	700
		3, 117,	000円以	人下			
D 11		3, 117,	001円以	人上	172, 500	17,	250
		4, 173,	000円以	人下			
D 12		4, 173,	001円以	人上	199, 900	19,	990
		5, 334,	000円以	人下			
D 13		5, 334,	001円以	人上	229, 400	22,	940
		6,674,	000円以	人下			
D 14		6,674,	001円以	人上	当該月に	左の徴	収
				3	おける当	基準月	額
				į	亥児童に	の 1 割	と
				f	系る費用	する。	た
				C	の支弁額	だし、	そ
						の額が	26,
						300円~	こ満
						たない	場
						合は、	26,
						300円 3	とす
						る。	

備考

- 1 B階層、C階層及びD階層区分の認定は、児童の属する世帯の構成 員及びそれ以外の者で現に当該児童を扶養している者のうち、当該児 童のすべての扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877 条に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。)の当該年度の市町村民 税又は前年分の所得税の課税状況により認定するものとする。ただし、 当該年度の市町村民税又は前年分の所得税の課税状況が確定しない期 間中においては、前年度の市町村民税又は前々年分の所得税の課税状 況により認定するものとする。
- 2 徴収基準月額等の特例

- (1) B階層、C階層及びD階層に属する世帯について、同一世帯で同時に2人以上の児童が養育医療の給付を受けた場合は、当該月の最も高額な徴収基準月額((2)による日割計算後の額)となる児童につき当該徴収基準月額によるものとし、当該児童以外の児童1人につき徴収基準加算月額によるものとする。
- (2) B階層、C階層及びD階層 (D14階層を除く。) に属する世帯について、当該月の入院日数が1月未満の場合における徴収基準月額及び徴収基準加算月額は、日割計算により算定した額とする。
- 3 この表に掲げる徴収基準月額(D14階層の徴収基準月額を除く。) が、当該月における児童の養育医療の給付に要した費用の支弁額を超 えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を徴収基準月額とする。
- 4 この備考に定めるもののほか、階層区分の認定に関しては、母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱(平成20年6月4日付け厚生労働省発雇児第0604003号)の定めるところによる。

低体重児出生届

								JE	量出	日	-	年	F			日
	ふ	りカ	i な													
	氏		名									性	別	男	•	女
乳	出	生	日			年		月		日						
児	出	生場	易所													
	出	生馬	寺の					出	生	順	位		第		_	子
	体		重	g				Щ	<u> </u>	//!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!	11/.		л л			1
	氏		名									年	齢			歳
産	住		所													
婦	電	話番	番号	(自宅			_				_					
		娩 5										週				日
届出	住		所													
者	氏		名						乳	児	との	続札	丙			
医節	市 の)指	详	$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix}$	あり なし	(内容)	
心配	なこ	とや	気に	なること	こがあ	れば、	ご言	己入	くだ	さい	١,					
()
希望	する	訪問	時期	: □でき			時期	期 (ごろ	5)	□ V \	つで	もよい	`	,
-1 BB	~	11 33		□その			. 2 -)
			上記	の住所り	人外の	時は、		己入	くだ	さい) 0					
	所															
埋	絡先	:														

第2号様式(第3条関係)

			食	育医漿絲	ill (が正がてノ	中前書	î				
	ふりが					性 別		生年	左	F.	月	日
児童	氏	名						月日				
	居住	地										
	住	所										
	氏	名				児童と 続	: の 柄		職業			
保護者	居住	地					1	-				
	住	所										
被保険	者 証	0)			保険	食者の名	訴称					
記号及	び番	号			保隆	食者番	号					
希望す	る指	定										
養育医	療 機 関	0										
名称及	び所在	地										
備		考										
養育医	療意見	書、	世帯調	書を添え	えて上	:記のと	おり剤	養育医療:	給付を	申言	青しる	ŧ
す。												
	年	月	日									
				申請者	住所	Î						
					氏名	1					F	印
					児童	ことの続	柄					
					電話	番号						
(宛先)	津市長											

第3号様式(第3条関係)

養育医療意見書 (継続)

児 :	童の月	氏 名				性	別		生年月日		年	月	日
児ョ	竜の居	住地											
出生	上時の	体重	g	在胎	満	周		ガーコア	生後 1 分 点 生後 5 分 点	出 生 自院・何			
出生	上時の	体重か	i 2,000g	生活力が	 5特に薄	詞	である	ると認る	められるか	□はv	,	\ \ \ \	え
を	超え	る場	合の未	上記診り	 上記診断に係る所見								
熟	性に	係	る所見	_									
主	た	る	病 状	□極小≯	き熟児		呼吸降	章害 [□仮死・無酸		口先	天異	常
(V	、ずれ <i>7</i>	か 1 つ	を選択)	□感染症	E □重	症	黄疸	口その	の他()		
症	1 -	一般状	態	□運動る	マ安・嬉	いれる	□i	重動異′	常				
	2 存	本温		□摂氏3	84 度以	下							
状	型	乎吸器	:	□強度の	ラチアノ	· —	ゼが打	寺続	□呼吸数	が毎分	30 以	下	
	3			ロチアノ	ノーゼ発	修作	を繰り	り返す	□出血傾	向が強	()		
Ø	包	盾環器	:	□呼吸数	女が毎分) 5(以上	で増加]傾向				
V	4 }	肖化器		□生後2	24 時間.	以」	上排便	がない	□ 血性吐	物・血	性便な	がある	3
Lund	- T			□生後4	18 時間.	以」	と嘔吐	が持続	Ē				
概	5 貴	貴 疸		□有(引	・中・	弱) [4	生後() 時間に発	Ě生 〕	□無		
	その	他	所 見										
要	(合信	并症の	有無等)										
診	療う	产定	期間	診療開	始(継	続) 目		年	月	日		
п>	/乐 J	<i>X</i> L	29J [F]	診療絲	冬 了 見	Lì	入 日		年	月	日		
疳 7	生 受 け	・てい	る医療	□保育器	器の使用	1	□酸	素吸入	口人工呼	吸器の値	吏用	□鼻	₽腔
576 1	工义 ()	C V .		栄養]輸液		交換輔	渝血 [□光線療法	□注射	けその	他医	療
症状	犬の経	過等	参考事項										
_	上記の	とおり	診断しま	(す。									
		年	月	日									
			指定養	育医療機	関								
			の名称	及び所在	地								
			担当医	師の氏名						印			

世帯調書

児	童の	氏	名				申請者の	氏名				
児童の	世帯の	構具氏	成 員 名	児童との続柄	性別	生年月日	職業(勤務先)	確定申告の有無	所得税額 (円)	同意事項 の 同 意 (押 印)		
属す										(II)		
る世帯										(FI)		
帝 構 成												
)-/~												
扶世												
養 義帯	住所 (電話番号											
発用務										EP		
者外	住所						(電話	番号)		
同意事項	住所 (電話番号)											
	ま	す。										

備考

- 1 「児童の属する世帯構成」欄は、児童本人と生計を一にしているすべての世帯構成員(当該児童を含む。)について記入し、「世帯外扶養義務者」欄は、世帯構成員以外で現に当該児童を扶養している扶養義務者がある場合に記入してください。
- 2 津市で市民税が課税されていない世帯構成員及び世帯外扶養義務者(津市で市民税が課税されている世帯構成員及び世帯外扶養義務者であって、津市が調査した結果、所得及び課税の状況を把握できなかった者を含む。)について、所得・課税の状況を証する書類(給与所得の源泉徴収票、納税証明書、市民税・県民税課税証明書等)を添付してください。津市以外の市町村で生活保護を受給している場合は、生活保護受給者証明書を添付してください。

第5号様式(第3条関係)

養育医療給付 (継続) 決定通知書

津市指令(記号番号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 回

年 月 日付けで申請のありました養育医療給付(継続)申請書について、下記のとおり養育医療の給付を行うことを決定しましたので通知します。

養育医療券(別添)は、指定養育医療機関に提出してください。

記

- 1 児童の氏名
- 2 津市母子保健法施行取扱規則第4条第2項(別表)により認定した階層 区分及び徴収基準月額

階層区分 徴収基準月額 円

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、 津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 第6号様式(第3条関係)

養育医療給付(継続)不承認通知書

津市指令(記号番号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 回

年 月 日付けで申請のありました養育医療給付(継続)申請書について、下記の理由により不承認とすることを決定しましたので通知します。

記

- 1 児童の氏名
- 2 不承認の理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

津市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月5日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第5号

津市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 津市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年津市規則第9 2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第23条」に改める。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 津市まん中こども館 次に掲げる日

ア水曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

第3条の表中

I	津市さくら児童館 津市久居児童センター	午前9時から午後5時まで	を
Г			_
ı	津市さくら児童館	午前9時から午後5時まで	
	津市まん中こども館	午前10時から午後9時まで	12
	津市久居児童センター	午前9時から午後5時まで	1

改める。

第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

- 第14条 条例第16条の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、 まん中こども館指定管理者指定申請書(第5号様式)を市長に提出しなけれ ばならない。
- 2 条例第16条第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。
 - (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

- (2) 登記事項証明書(法人に限る。)
- (3) 国税及び地方税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第15条 条例第13条の規定により指定管理者にまん中こども館の管理を行わせる場合においては、第12条及び第13条の規定は適用せず、第2条から第8条まで及び第11条並びに第1号様式から第4号様式までの規定の適用については、第2条及び第3条中「市長が児童館の管理上特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第4条から第8条まで及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第1号様式、第2号様式及び第4号様式中「(宛先)津市長」とあるのは「(宛先)津市まん中こども館指定管理者」

と、第3号様式中「津市長 (氏 名) 即」とあるのは「津市まん中こども館指定管理者 即」とする。

第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「室名」を「室(場所) 名」に改める。

第2号様式及び第4号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。 第4号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式(第14条関係)

まん中こども館指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

所在地 名 称 申請者 代表者氏名

電 話

ED

津市まん中こども館に係る指定管理者として指定を受けたいので、関係書類 を添えて申請します。

添付書類

- (1) 津市まん中こども館の管理に係る事業計画書
- (2) 津市まん中こども館の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 登記事項証明書(法人に限る。)
- (6) 国税及び地方税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 附則第4項の規定 平成25年6月1日

(津市社会福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 津市社会福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年 津市規則第77号)は、廃止する。

(指定管理者の指定に係る準備行為)

3 市長は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、 津市まん中こども館(以下「こども館」という。)に係る地方自治法(昭和 22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に 必要な準備行為を行うことができる。

(施行日前における使用許可手続)

4 この規則の施行日以後の使用に係るこども館の使用許可手続については、 施行日前においても行うことができる。ただし、この場合における使用許可 は、市長が行うものとする。

(施行日前における使用許可手続に関する経過措置)

5 前項の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の 津市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、 手続その他の行為とみなす。 津市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例施行規則をここに公布 する。

平成25年3月7日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第6号

津市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、津市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例 (平成24年津市条例第33号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがない排水施設 又は処理施設)

- 第2条 条例第3条第3号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれ かに該当する排水施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)及び処理 施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)とする。
 - (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
 - (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条に規定する基準 イ 大腸菌が検出されないこと。
 - ウ 濁度が2度以下であること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの
- 2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則(昭和42年建 設省令第37号)第4条の3第2項に規定する国土交通大臣が定める方法に より検定した場合における検出値によるものとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置)

第3条 条例第3条第5号に規定する規則で定める措置は、次項及び第3項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とす

る。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤 その他の諸条件を勘案して、次項及び第3項に規定する耐震性能を確保す るために必要と認められる措置
- 2 重要な排水施設(地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。以下同じ。)及び処理施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。
 - (1) レベル1 地震動 (施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。) に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設 の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
 - (2) レベル2 地震動 (施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。)に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。
- 3 重要な排水施設以外の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおり とする。

(排水管の内径及び排水渠の断面積の数値)

第4条 条例第4条第1号に規定する規則で定める数値は、排水管の内径にあっては100ミリメートル(自然流下によらない排水管にあっては、30ミリメートル)とし、排水渠の断面積にあっては5,000平方ミリメートル

とする。

(処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう講ずる措置)

- 第5条 条例第5条第2号に規定する規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。
 - (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
 - (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
 - (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

(終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう講ずる措置)

- 第6条 条例第7条第6号に規定する規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。
 - (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
 - (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
 - (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

津市告示第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第5項の規定により、 地縁による団体を次のとおり認可した。

平成25年3月5日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

小山自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) その他区域内住民の親睦を図る
- 3 区域

本会の区域は、津市一志町小山区内とし、県道67号より西で861-1番地を南限とし北限は赤川までとするが、小山634番地、640番地は区域内とする。

4 事務所

津市一志町小山401番地1

5 代表者の氏名及び住所

田中 芳

津市一志町小山917番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

1

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日25年3月5日

津市告示第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成24年津市告示第204号で認可した地縁による団体から告示された 事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示 する。

平成25年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

南出自治会

三重県津市白山町南出296番地1

代表者 福 岡 守

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	森 元 澄 生					
发 欠 刖	三重県津市白山町南出75番地9					
変更後	福岡守					
发	三重県津市白山町南出185番地1					

3 変更の理由及び年月日

平成25年1月27日に、代表者が総会において新任されたため。

津市告示第35号

下記の者の差押調書(謄本)、配当計算書(謄本)及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法(昭和13年法律第60号)第78条により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険年金課で保管し、 送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき
		文書
		差押調書 (謄本)、配
000000	0 00	当計算書(謄本)及
		び充当通知書
	00000 00000	差押調書 (謄本)、配
00	00000 00000	当計算書(謄本)及
		び充当通知書
		差押調書 (謄本)、配
00	0 00	当計算書(謄本)及
		び充当通知書
		差押調書 (謄本)、配
00000000	00 00000	当計算書(謄本)及
		び充当通知書
000000000000		差押調書 (謄本)、配
00000 000000	00 00	当計算書(謄本)及
000		び充当通知書

津市告示第36号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項、第13条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
藤方地内	2	平成25年 2月 1日
栄町地内	1	平成25年 2月 1日
夢が丘地内	1	平成25年 2月 8日
南が丘ドングリ公園	1	平成25年 2月 8日
中河原地内	1	平成25年 2月12日
桜田町地内	1	平成25年 2月12日
レインボー垂水児童遊び場	1	平成25年 2月12日
安濃町川西地内	1	平成25年 2月13日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成25年 2月18日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	7	平成25年 2月19日
白塚駅公共自転車等駐車場	1 3	平成25年 2月19日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成25年 2月20日
安濃町川西地内	1	平成25年 2月20日
大門地内	4	平成25年 2月20日
南が丘駅西公共自転車等駐車場	5	平成25年 2月20日
南が丘駅東公共自転車等駐車場	5	平成25年 2月20日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 2月21日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 2月21日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 2月21日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 2月25日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成25年 2月26日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 2月26日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成25年 2月27日

江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成25年	2月27日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成25年	2月28日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059 - 222 - 6307

津市告示第37号

津市公共下水道条例(平成18年条例第201号)第6条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第17条第1項の規定により告示する。

平成25年3月7日

津市長 前 葉 泰 幸

指定した工事店

工事店名	所 7	生 地	指	定	期	間
前田設備	伊勢市下!	野町	平成 2 5 年	手 3,	月 1	日から
刊口政/胂	257番:	地 2	平成 2 8 年	手 3,	月 3 1	日まで

津市告示第38号

下記の者の配当計算書(謄本)及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。 なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年3月7日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
00000000000	00 00	配当計算書 (謄本) 及び
0000000 0000		充当通知書
000000		

注意:地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算 して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第39号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。 平成25年3月14日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2 1 1 3 2 0 2	平成24年10月1日	平成25年2月20日

津市告示第40号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により 、地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月14日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

並木区

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 防災、防犯、交通安全に関する事業
- (5) 区民の親睦と区の発展に関する事業
- (6) その他前各号の目的を達成するために必要な事業
- 3 区域

本会の区域は、津市白山町川口2644番6、同2646番、同3043 番及び同3178番ないし3250番3までの区域とする。

4 事務所

三重県津市白山町川口3215番地1

5 代表者の氏名及び住所

池田 里巳

三重県津市白山町川口3228番地1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有 無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号

の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成25年3月14日

津市告示第41号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成20年津市告示第74号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月14日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

北出区自治会

三重県津市白山町山田野752番地5

代表者 宮 田 一 美

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	宮 田 正 生
	三重県津市白山町山田野184番地
変更後	宮田一美
	三重県津市白山町山田野141番地1

3 変更の理由及び年月日

平成24年4月7日に、代表者が総会において新任されたため。

津市告示第42号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する 同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2 項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条 第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成25年3月14日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称津都市計画地区計画グリーンオアシス津南地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の地区 都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所津市都市計画部都市計画課

津市告示第43号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第1項の規定に基づき、 平成25年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、 同条第3項の規定により、縦覧の場所及び期間を次のとおり告示する。

平成25年3月15日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる区域
政策財務部資産税課 久居総合支所資産税課分室	津市全域
河芸総合支所市民福祉課	河芸総合支所管内の区域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃総合支所管内の区域
美里総合支所市民福祉課	美里総合支所管内の区域
安濃総合支所市民福祉課	安濃総合支所管内の区域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲総合支所管内の区域
一志総合支所市民福祉課	一志総合支所管内の区域
白山総合支所市民福祉課	白山総合支所管内の区域
美杉総合支所市民福祉課	美杉総合支所管内の区域

2 縦覧期間

平成25年4月1日から同年5月31日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

津市告示第44号

平成24年産畑作物共済(大豆;一筆方式)に係る共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例(平成18年津市条例第185号)第115条の規定により、畑作物共済加入者ごとに共済金の支払額、畑作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を別紙のとおり公表する。

平成25年3月15日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙

平成24年産畑作物共済(大豆;一筆方式) 加入者ごと共済金支払額等一覧

農家番号	地区名	共済金支払額(円)	減収量(kg)	支払期日	支払方法
1	神戸	151, 335	513		
2	櫛形	15, 340	52		
3	美里町高宮	48, 380	164	平成25年3月25日	口座振込
4	美里町辰水	8, 850	30		
5	一志町波瀬	43, 365	147		
合計	5戸	267, 270	906		

津市告示第45号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成6年津市告示第76号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月15日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

河辺町自治会

三重県津市河辺町34番地

代表者 木平 佳郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	平澤 功
	三重県津市河辺町196番地
変更後	木平 佳郎
	三重県津市河辺町34番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成25年3月3日の定期総会において改選されたため。

津市告示第46号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成12年津市告示第40号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月15日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

雲出島貫自治会

三重県津市雲出島貫町1201番地

代表者 太田 清司

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	鷲野 数馬
	三重県津市雲出島貫町1076番地
変更後	太田 清司
	三重県津市雲出島貫町1201番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成25年1月20日の定期総会において改選されたため。

津市告示第47号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成15年安濃町告示第22号で認可した地縁による団体から告示された 事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示 する。

平成25年3月15日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃1427番地2

代表者 後 久 敏 夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	荒 木 堅 夫
	三重県津市安濃町安濃1368番地1
変更後	後久敏夫
	三重県津市安濃町安濃1599番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成25年2月24日の定期総会において選任され、平成25年3月5日から就任することになったため。

津市告示第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成17年安濃町告示第6号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月15日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

粟加区自治会

三重県津市安濃町栗加518番地

代表者 海 野 武 司

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

水田芸	海野薫
変更前	三重県津市安濃町粟加314番地
変更後	海野武司
多 史 仮	三重県津市安濃町粟加457番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成25年2月10日の定期総会において選任され、平成25年3月1日から就任することになったため。

津市公告第31号

次のとおり総合評価一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び津市契約規則(平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。)第4条の規定により公告します。

平成25年3月4日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名 平成24年度環新補継第1号 津市新最終処分場等施設建設工事
 - (2) 工事場所 津市美杉町下之川地内
 - (3) 施設概要 施設の種類 一般廃棄物最終処分場 (クローズドシステム処分場)

埋立容量 約9万m3

埋立廃棄物 リサイクルセンターから出る不燃残さ

(4) 工事概要 掘削工 351,750m3

盛土工 233,210m3

現場打躯体工(コンクリート打設) 30,000m3

遮水工(遮水シート) 17,558 m2

防災調整池工 一式

仮設道路工 一式

進入道路工 一式

被覆施設工 一式

建築機械設備工 一式

建築電気設備工 一式

- (5) 工期 本契約の締結の日から970日間
- (6) 予定価格 3,625,629,000円(税抜き)
- 2 入札方式に関する事項
 - (1) 総合評価落札方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第 18号)第3条(基本理念)にかんがみ、津市建設工事総合評価落札方式 試行要領(平成20年12月22日施行。)に基づき、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とする。

(2) 低入札価格調査

本工事は、津市低入札価格調査試行要領(平成20年12月22日施行。 以下「低入札価格調査試行要領」という。)で規定する低入札価格調査の 対象工事とする。

3 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札とするので、本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日から請負契約の締結日までの間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件をすべて満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体とする。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件
 - ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施 行。以下「一般競争入札実施要領」という。)第4条第1項に掲げる要 件を備えている者
 - ウ 一般競争入札実施要領第4条第2項各号の一に該当しない者
 - 工 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てで及は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てで及は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
 - オ 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面に おいて関連がある者でないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 構成員の数は4者とし、代表構成員、第2構成員、第3構成員及び第4構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。
- イ 運営形態は、すべての構成員が一体となって工事を施工する共同施工 方式であること。
- ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、15%以上であること。
- エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- オ 共同企業体の構成員間で、取締役が兼任されているなど、実質的に経 営が同一でないこと。
- カ 構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が 生じた場合は、津市と協議を行うこと。
- (3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本工事の請負契約が締結された日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事及び建築一式工事 を希望業種として登載されている者
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業 の許可(土木工事業及び建築工事業)を受けている者
- ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等(建設 工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をい う。)を有する者
- 工 審査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までの 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事及 び建築一式工事の総合評定値が、1200点以上の者
- オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者(出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者)

- カ 官公庁等で発注された本工事と同種又は類似工事で、元請として、次の(ア)及び(4)の施工実績を有する者(共同企業体による工事の場合は、 出資比率が20%以上とする。)
 - (7) 埋立容量72,000m3以上の一般廃棄物最終処分場又は埋立容量72,000m3以上の公共関与産業廃棄物管理型最終処分場の新設工事(いずれも陸上埋立処分場に限る。以下同じ。)
 - (イ) 被覆型の一般廃棄物最終処分場又は被覆型の公共関与産業廃棄物管 理型最終処分場の新設工事(規模は問わない。)
- キ 本工事の土木の施工現場に次の要件を満たす監理技術者を専任で配置 できること。
 - (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、 土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有す ること。
 - (4) 上記(4)カ(ア) の施工現場において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者としての実績を有する者。
- ク 本工事の建築の施工現場に次の要件を満たす監理技術者を専任で配置 できること。
 - (ア) 一級建築施工管理技士又は一級建築士であり、建築工事業の監理技 術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- ケ 上記(4) キ及びクに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用 関係にあること。また、配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事し ている場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。
- (5) 第2構成員の資格要件
 - 第2構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として 登載されている者
 - イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可(土木工事業)を受けて いる者
 - ウ 本市の区域内に本店を有する者
 - エ 審査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までの 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の 総合評定値が、850点以上の者
 - オ 本工事の土木の施工現場に一級土木施工管理技士又はこれと同等以上

- の資格を有する者を専任で配置できること。また、配置予定の技術者が 施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完 成検査が終了していること。
- カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係に あること。
- (6) 第3構成員の資格要件
 - 第3構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として 登載されている者
 - イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可(土木工事業)を受けて いる者
 - ウ 本市の区域内に本店を有する者
 - エ 審査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までの 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の 総合評定値が、800点以上の者
 - オ 本工事の土木の施工現場に一級土木施工管理技士又はこれと同等以上 の資格を有する者を専任で配置できること。また、配置予定の技術者が 施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完 成検査が終了していること。
 - カ 上記(6) 才に掲げる者は、第3構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (7) 第4構成員の資格要件
 - 第4構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ア 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として 登載されている者
 - イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可(建築工事業)を受けて いる者
 - ウ 本市の区域内に本店を有する者
 - 工 審査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までの 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の建築一式工事の 総合評定値が、800点以上の者
 - オ 本工事の建築の施工現場に一級建築施工管理技士又は一級建築士を専任で配置できること。また、配置予定の技術者が施工中の他の工事に従

事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。

カ 上記(7)オに掲げる者は、第4構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

4 入札説明書等の配付

- (1) 配付期間 平成25年3月4日(月)から3月29日(金)まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当 (059-229-31 22) 又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード
- 5 入札参加資格の確認等

入札参加者は、上記3に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければならない。なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定建設工事共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に参加することはできない。

- (1) 提出期間 平成25年3月4日(月)から平成25年3月29日(金) 午後5時まで
- (2) 提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当
- (3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。
- (4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、正本1部を提出する。なお、提出書類の詳細については、各様式に記載の事項を確認すること。

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- ウ 使用印鑑届
- 工 委任状
- オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書
- カ 配置予定技術者等の資格・工事経験表
- キ 上記 3 (4) カに規定する施工実績を証する書類 (施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類)
- ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し
- ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(審 査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までのも の)

- コ 配置予定技術者の資格証の写し
- サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- シ 各構成員の営業所専任技術者証明書の写し(建設業許可申請に必要な 営業所の専任技術者調書の写し)
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
 - ア 入札参加資格の審査結果は、平成25年4月8日(月)までに代表構成員に対し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書により通知する。
 - イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、特定建設工事 共同企業体資格審査結果通知書を受けとった日の翌日から2日以内に書 面により説明を求めることができるものとする。
- 6 設計図書の閲覧等
 - (1) 閲覧
 - ア 閲覧期間 平成25年3月4日(月)から平成25年5月8日(水)まで
 - イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当、津市建設部津北工事 事務所及び津南工事事務所
 - (2) 購入
 - ア 購入期間 平成25年3月4日(月)から平成25年5月8日(水)まで
 - イ 購入場所 津市一志町井関96-1創作工房ネオ(電話 059-293-6100)
- 7 評価項目算定資料の提出

入札参加者は、評価項目算定資料を次のとおり提出し、以下の書類が揃っているか、作成に関する要件を満たしているか等の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 平成25年3月4日(月)から平成25年3月29日(金) 午後5時まで
- (2) 提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当
- (3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。
- (4) 提出書類

評価項目算定資料は正本1部、副本11部を提出する。なお、提出書類の詳細については、各様式に記載の事項を確認すること。

- ア 評価項目算定資料届出書(第1号様式)
- イ 企業(代表構成員)の施工能力(第2-1号様式)
- ウ 企業 (第2構成員) の施工能力 (第2-2号様式)
- エ 企業 (第3構成員) の施工能力 (第2-3号様式)
- オ 企業 (第4構成員) の施工能力 (第2-4号様式)
- カ 地域・社会貢献度(ISO認証取得)(第3-1号様式)
- キ 地域・社会貢献度(地元業者施工率) (第3-2号様式)
- ク 土木専任技術者(代表構成員)の能力(第4-1号様式)
- ケ 建築専任技術者(代表構成員)の能力(第4-2号様式)
- コ 提案① (第5号様式)
- サ 提案② (第6号様式)
- シ 提案③ (第7号様式)
- ス 提案④ (第8号様式)
- セ 提案⑤ (第9号様式)
- ソ 提案⑥ (第10号様式)
- タ 提案⑦ (第11号様式)
- チ 補足資料 (第〇号様式)
- ツ 工事工程表
- (5) 評価項目算定資料作成方法

津市新最終処分場等施設建設工事落札者決定基準書及び同評価項目算定資料届出書様式集を参照のこと。

(6) 評価項目算定資料に係るヒアリング

ア 提案内容の確認及び理解を深めるため、提出された評価項目算定資料 に対するヒアリングを行う。

ヒアリングは平成25年4月23日(火)の開催を予定しているが、 詳細については別途通知する。

イ ヒアリングは原則として配置予定の監理技術者に対して行う。

- (7) 提案に対する採否の通知
 - ア 提案に対する採否の通知については、平成25年4月26日(金)までに書面により通知する。なお、提案が適正と認められた場合は、当該 提案に基づく入札を行うものとする。また、提案が適正と認められない 項目を標準案に基づいて施工する場合は、標準案に基づく入札を行うも のとする。

イ 入札参加者は、提案に対する採否に異議を申し立てることはできない ものとする。ただし、自らの提案に対する採否について通知を受けとっ た日の翌日から2日以内に書面により説明を求めることができるものと する。

8 入札の方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書、積算内訳書(指定様式に限 る。)及び設計図書購入の領収書の写し等を指定された封筒に封入の上、一 般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

入札参加資格審査結果通知書受領の日から平成25年5月8日(水)まで(必着)

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

- 9 開札の日時及び場所
 - (1) 日時 平成25年5月10日(金)午前10時00分から
 - (2) 場所 津市本庁舎 7 階入札室
- 10 入札結果の公表
 - (1) 入札結果については、開札の翌日までに次に掲げる事項について、津市ホームページ「入札情報」にて公表する。また、落札決定の翌日までに落札者を公表する。
 - ア 入札参加者名
 - イ 各入札参加者の入札価格
 - ウ 各入札参加者の技術評価点
 - エ 各入札参加者の価格評価点
 - オ 各入札参加者の総合評価点
 - (2) 入札参加者は、審査結果(技術評価点及び価格評価点)に異議を申し立てることはできないものとする。ただし、自らの審査結果について公表された日の翌日から2日以内に書面により照会できるものとする。
- 11 入札保証金

入札保証金は免除する。

12 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しな

ければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険 証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出する ことにより、契約保証金の納付を免除することができる。

13 開札の立会い

開札に当たり、入札参加資格を認定された者の中から立会人2者を選定し、 該当者に連絡する。

14 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 応募資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 応募資料に不備があるとき。
- (4) 同一の入札参加者が、2以上の提案を行っているとき。
- (5) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (6) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (7) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (8) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (9) 技術審査委員会の委員及び関係者に対し、不当な働きかけ等を行ったとき。
- (10) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (11) 入札金額が予定価格を超えたとき。
- (12) 入札金額が失格基準価格未満のとき。
- (13) 入札書に入札者(構成員全社)の記名押印のないとき。
- (14) 入札金額を訂正しているとき。
- (15) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- 16 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- 17) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (18) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (19) 積算内訳書及び設計図書を購入した領収書の写し又は閲覧時に交付する 積算内訳書交付済証が同封されていないとき。
- 20 積算内訳書に入札者 (代表構成員) の記名押印のないとき。

- (11) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- ② 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (23) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。
- 15 低入札価格調查基準価格

低入札価格調査基準価格は、最低制限価格の設定の方法により算出した額とする。

16 失格基準価格

低入札価格調査試行要領第4条により、失格基準価格を定めるものとする。 失格基準価格とは、低入札価格調査基準価格を下回った場合において、契 約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断される価格をいい、 失格基準価格を下回る入札については、低入札価格調査を実施せず失格とす る。なお、失格基準価格は、低入札価格調査基準価格に10分の9を乗じて 得た額(千円未満切り捨て)とする。

17 落札者決定基準

津市新最終処分場等施設建設工事落札者決定基準書のとおりとする。

- 18 公正な入札の確保
 - (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
 - (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

19 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日(開札日)、共同企業体の名称、各構成員の所在地、 各構成員の名称、各構成員の代表者氏名、各構成員の印、入札金額、工事 名及び工事場所を鮮明に表示すること。なお、入札書は、指定した封筒に 入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有(5回以内)
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札

者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年津市条例第53号)に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。
- (8) 入札をした者は、入札後において、設計図書等(設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等)についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (9) その他入札に関しての詳細は入札説明書のとおりとする。

津市公告第32号

津市白山町佐田(佐田②-2)地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成しましたので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成25年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

津市白山町佐田(佐田②-2)地区地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成25年3月11日から平成25年3月31日までの20日間期間中の土日祝日を除く9時から17時までの間とします。

3 閲覧場所

津市建設部建設政策課

4 意義申し立て

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、直接又は公告した市長を経由して、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第33号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年3月7日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土	地の所	在	面積	用 途 区 分		
大 字	字	地 番	山 傾	変更前	変更後	
牧町	池田	127-1	510 m ²	農地	農業用施設	
(大四)		1411	うち 5 10 ㎡	戾地	用地	

津市公告第34号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成25年3月8日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第35号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成25年3月14日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成25年3月11日
- 2 抑留期間 平成25年3月18日まで

番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
	場所						
1	津市	ヨークシャ	茶	雌	小型	91日	
1	城山	テリア	术	此 性	71、至	以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第36号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第 9条第1項及び第2項の規定により次のとおり公告します。

なお、関係図面は、平成25年3月15日から2週間、津市下水道部下水道 政策課において一般の縦覧に供します。

平成25年3月15日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 供用及び処理を開始する年月日平成25年3月31日
- 2 下水を排除及び処理する区域
 - (1) 流域関連津市公共下水道(雲出川左岸処理区) 雲出長常町の一部、高茶屋小森町の一部、高茶屋七丁目の一部、高茶屋 一丁目の一部、藤方の一部、垂水の一部、半田の一部、阿漕町津興の一部、 下弁財津興の一部、久居西鷹跡町の一部、久居新町の一部
 - (2) 流域関連津市公共下水道(松阪処理区) 一志町大仰の一部、一志町高野の一部
 - (3) 津市単独公共下水道(椋本処理区) 芸濃町椋本の一部
 - (4) 津市単独公共下水道(中央処理区) 中河原の一部、高洲町の一部
- 3 供用を開始する排水設備の位置 別図(供用開始区域)のとおり
- 4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 流域関連津市公共下水道(雲出川左岸処理区) 津市雲出鋼管町52番地の5 雲出川左岸浄化センター
 - (2) 流域関連津市公共下水道(松阪処理区) 松阪市高須町3922 松阪浄化センター

- (3) 津市単独公共下水道(椋本処理区) 津市芸濃町2576津市椋本浄化センター
- (4) 津市単独公共下水道(中央処理区) 津市高洲町34番地の1 津市中央浄化センター

津市水道技術管理者設置規程の一部を改正する規程をここに公布する。 平成25年3月8日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

津市水道事業管理規程第1号

津市水道技術管理者設置規程の一部を改正する規程

津市水道技術管理者設置規程(平成23年津市水道事業管理規程第2号)の 一部を次のように改正する。

第2条第2項中「水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第6条」を「津市水道事業及び簡易水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年津市条例第35号。以下「条例」という。)第4条」に改める。

第4条第2項中「令第6条」を「条例第4条」に改める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

津市選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により、次の者を 選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成25年3月1日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

1 抹 消 者 数

 男
 女
 計

 6 3 人
 1 5 人
 7 8 人

- 2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管
- 3 抹消した年月日 平成25年3月1日

津市選挙管理委員会告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項 並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第 1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、 同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数 の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条 第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の 3分の1の数を次のとおり告示する。

平成24年津市選挙管理委員会告示第93号は、廃止する。

平成25年3月2日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

1 50分の1の数 4,585人

2 6分の1の数 38,206人

3 3分の1の数 76,411人

津市選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条第1項の規定により、津 市河内財産区議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり定めたので、同 条第5項の規定により告示する。

平成25年3月5日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

選挙期日 平成25年3月10日

津市選挙管理委員会告示第16号

平成25年3月10日執行の津市河内財産区議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により選挙会の事務に併せて行うこととするので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年3月5日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次 津市選挙管理委員会告示第17号

平成25年3月10日執行の津市河内財産区議会議員選挙における選挙会の 場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100 号)第78条の規定により告示する。

平成25年3月5日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

- 1 場 所 津市落合の郷 管理棟
- 2 日 時 平成25年3月10日 午後7時00分から

(ただし、無投票の場合の選挙会は、平成25年3月11日午前9時より定められた場所で行う。)

津市選挙管理委員会告示第18号

平成25年3月10日執行の津市河内財産区議会議員選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第25条の規定により告示する。

平成25年3月5日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

1 投票管理者

住 所 0000000000

氏 名 落合 道也

2 投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所 00000000000

氏 名 落合 洋子

津市選挙管理委員会告示第19号

平成25年3月10日執行の津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第3項のよる読み替え後の同法第41条の規定により告示する。

平成25年3月5日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

期日前投票所の場所 津市芸濃庁舎2階防災会議室

津市選挙管理委員会告示第20号

平成25年3月10日執行の津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第49条の7の規定による読み替え後の同令第25条の規定により告示する。

平成25年3月5日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

1 期日前投票管理者

職務を行うべき日	住所		氏	名
3月6日	0000000000	落合	道也	
3月7日	00000000000	落合	道也	
3月8日	00000000000	落合	道也	
3月9日	0000000000	落合	道也	

2 期日前投票管理者に事故があり、又は期日前投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

職務を行うべき日	住所		氏	名
3月6日	00000000000	落合	洋子	
3月7日	00000000000	落合	洋子	
3月8日	00000000000	落合	洋子	
3月9日	0000000000	落合	洋子	

津市選挙管理委員会告示第21号

平成25年3月10日執行の津市河内財産区議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第81条の規定により告示する。

平成25年3月5日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

1 選挙長

住 所 00000000000

氏 名 小松 大演

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理 すべき者

住 所 000000000000

氏 名 小松 紀子

津市選挙管理委員会告示第22号

平成25年3月10日執行の津市河内財産区議会議員選挙における投票所を 次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第41条第 1項の規定により告示する。

平成25年3月5日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

投票所 津市落合の郷 管理棟

津市選挙管理委員会告示第23号

平成25年3月10日執行の津市河内財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書きの規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年3月5日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

投票所を開く時間 午前7時

投票所を閉じる時間 午後6時

津市選挙管理委員会告示第24号

平成25年3月10日執行の津市河内財産区議会議員選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条第1項第3号及び公職選挙法施行令(昭和25年政令89号)第127条第1項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法第196条の規定により告示する。

平成25年3月5日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

支出金額の制限額 909,700円

津市選挙管理委員会告示第25号

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第6条第1項の規定により、 雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙の総選挙を次のとおり定めたので、同条第 3項及び第4項の規定により告示する。

平成25年3月11日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

1 選挙期日 平成25年3月18日

2 投票の時間 午前9時00分から午後5時00分

3 選挙すべき総代の数 第1選挙区 2人

第2選挙区 5人

第3選挙区 3人

第4選挙区 10人

第5選挙区 4人

第6選挙区 4人

第7選挙区 2人

津市選挙管理委員会告示第26号

平成25年3月18日執行の雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第8条第7項の規定により告示する。

平成25年3月11日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

1 選挙長

選挙区	住所	氏 名
第1選挙区	000000000000	伊豆川 恭英
第2選挙区	0000000000000	尾崎 竹男
第3選挙区	00000000000	花井 美博
第4選挙区	00000000000	鈴木 延明
第5選挙区	000000000000	北村 尚敏
第6選挙区	000000000000	白藤 茂
第7選挙区	00000000000	和田 良保

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理 すべき者

選挙区	住所	氏 名
第1選挙区	00000000000	村島 重典
第2選挙区	00000000000	溝口 久一
第3選挙区	00000000000	出口 敏一
第4選挙区	0000000000000	増田 年秋
第5選挙区	0000000000	木崎 正已
第6選挙区	00000000000	白藤 勝繼
第7選挙区	00000000000	古川 透

津市選挙管理委員会告示第27号

平成25年3月18日執行の雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第8条第7項の規定により告示する。

平成25年3月11日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

選挙立会人

選挙区	住所	氏 名
第1選挙区	000000000000	鷲野 数馬
	000000000000	倉田 勝
第2選挙区	0000000000000	原田 博
	00000000000	川喜田 清一郎
第3選挙区	00000000000	小林 昭
	000000000000	堤 武和
第4選挙区	000000000000	服部 健
	00000000000	長谷川 和男
第5選挙区	00000000000	木崎 一生
	000000000000	木下 吉一
第6選挙区	00000000000	田中 正弘
	000000000000	白藤 忠宏
第7選挙区	00000000000	和田 守郎
	00000000000000	和田 米正

津市選挙管理委員会告示第28号

平成25年3月18日執行の雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示は、次の掲示場に掲示してこれを行う。

平成25年3月11日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

掲示場 第1選挙区 津市雲出出張所 第2選挙区 津市雲出出張所 第3選挙区 津市雲出出張所 第4選挙区 津市雲出出張所 第5選挙区 津市雲出出張所 第6選挙区 津市雲出出張所 第7選挙区 津市雲出出張所

津市選挙管理委員会告示第29号

平成25年3月10日執行の津市河内財産区議会議員選挙において、次の者が当選人となったので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第101条の3第2項の規定により告示する。

平成25年3月11日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

住 所	氏 名
津市芸濃町河内2637番地1	落合 秀夫
津市芸濃町河内1074番地	落合 憲行
津市芸濃町河内81番地	落合 修
津市芸濃町河内842番地	落合 公広
津市芸濃町河内337番地2	落合 実
津市芸濃町河内854番地	落合 博宣

津市監查委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月1日

津市監查委員 渡 邊 昇 津市監查委員 駒 田 修 一 津市監查委員 福 田 慶 一

第1 監査の対象部局等

監査の対象部局等は、次のとおりである。

- 1 政策財務部(秘書課、政策課(公平委員会を含む。)、東京事務所、地 域政策課、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整 理推進室、財産管理課、検査課)
- 2 危機管理部(危機管理課、防災室)
- 3 総務部(総務課、法務室(固定資産評価審査委員会を含む。)、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課)
- 4 市民部(市民課、市民交流課、対話連携推進室、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ)
- 5 スポーツ文化振興部 (スポーツ振興課、文化振興課、リージョンプラザ)
- 6 環境部(環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課、環境事業課、西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたか、河芸美化センター、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず)
- 7 健康福祉部(福祉政策課、こども家庭課、こども総合支援室、高齢福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険年金課、医療助成室、 保健センター(中央保健センターほか9センター))
- 8 商工観光部(産業政策振興課、企業誘致室、商業労政振興課、観光振 興課)
- 9 競艇事業部 (競艇管理課、競艇事業課)
- 10 都市計画部(都市計画課、開発指導室、都市整備課、交通政策課、津

駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課)

- 11 建設部(建設政策課、事業調整室、建設維持課、市営住宅課、営繕課、 津北工事事務所、津南工事事務所)
- 12 下水道部(下水道政策課、下水道建設課、下水道施設課)
- 13 会計管理室
- 14 久居総合支所(地域振興課、市民課、福祉課、生活課、ポルタひさい ふれあいセンター)
- 15 河芸総合支所(地域振興課、市民福祉課)
- 16 芸濃総合支所(地域振興課(椋本財産区を含む。)、市民福祉課)
- 17 美里総合支所(地域振興課、市民福祉課)
- 18 安濃総合支所(地域振興課、市民福祉課)
- 19 香良洲総合支所(地域振興課、市民福祉課)
- 20 一志総合支所(地域振興課、市民福祉課)
- 21 白山総合支所(地域振興課、市民福祉課)
- 22 美杉総合支所(地域振興課、市民福祉課)
- 23 水道局(水道総務課、営業課、工務課、浄水課、安芸水道事業所、一 志水道事業所)
- 24 消防本部(消防総務課、企画調整室、予防課、消防課、救急対策室、 通信指令課)・消防署(中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署)
- 25 三重短期大学事務局(大学総務課、学生部、附属図書館)
- 26 教育委員会事務局(教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権 教育課、生涯学習課、久居事務所、河芸事務所、芸濃事務所、美里事務 所、安濃事務所、香良洲事務所、一志事務所、白山事務所、美杉事務所、 図書館(津図書館ほか8館2室))
- 27 選挙管理委員会事務局
- 28 監査事務局
- 29 議会事務局(議会総務課、議事課)

第2 監査の対象年度及び事項

原則として平成24年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、 平成23年度以前のものを対象に含めた。

第3 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の横山 敦子及び宇陀照良がその合議に関与したものであるが、平成25年2月1 3日付けで退任し、同月14日付けで新たに議員のうちから選任された監 査委員の福田慶一が当該報告を提出することについて、事務を引き継いだ。

第4 監査の期間

監査の期間は、平成24年9月10日から平成25年2月8日までである。

第5 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その 是正措置を講じることなどを求める事項(極めて軽微な事項及び既に措置 が講じられた事項を除く。)については、次に記載するとおりである。これ らの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 市民部(男女共同参画室)

女性カウンセラー、女性弁護士及び男性カウンセラーによる相談業務 委託について、各相談業務の委託契約書によると、受注者は、契約期間 が経過したときは遅滞なく委託業務完了実績報告書又はこれに代わるも のを発注者に提出しなければならないこととなっている一方で、当該委 託契約書の特記仕様書によると、受注者は、委託業務完了実績報告書を 毎月提出しなければならないこととなっていたことから、今後は委託契 約書の当該条項について、その内容を精査されたい。

2 スポーツ文化振興部(文化振興課)

津市職員等の旅費に関する条例第4条の規定によると、職員の出張は、 出張命令権者の発する出張命令によって行われなければならないところ、 週休日に時間外勤務命令のみの処理により出張していたことから、同条 例その他の関係諸規程に基づき適正に事務を遂行されたい。

3 環境部 (環境政策課)

くるりんペーパー事業について、同事業に係る委託料の総額は、平成23年度は2,457万円、平成24年度は2,664万円となっており、その主な内容は、市立小学校及び各総合支所等を受注者が訪問し、個人が持ち寄った紙製容器包装紙を回収し、選別・圧縮梱包後に製紙会社へ搬送することである。これによりリサイクルされ、市立小学校及び各総合支所等に納品される6万個(平成23年度実績)のトイレットペーパー1個当たりの単価は400円以上となり、市販品のトイレットペーパー1個当たりの単価と比較すると相当高額となることから、事業の費用対効果を検証の上、現状の紙製容器包装紙の回収方法を見直すなど、より経済的で資源循環意識に効果のある事業への見直しを検討されたい。

4 健康福祉部 (保健センター (中央保健センターほか9センター))

救急相談ダイヤル業務委託について、その主な内容は、医師・看護師等が24時間対応で電話相談を受け付け、必要に応じて応急手当の方法など適切な助言を行い、市民の救急医療に対する不安を緩和し、救急車の適正利用を促すことで、重症者の救命率の向上を図るとともに、健康相談等市民が気軽に相談でき、専門的な助言が行える窓口とすることである。

しかし、救急車の出動件数及び軽症者の搬送件数は年々増加傾向にあるため、救急車の適正利用に関して効果が上げられるよう、当該業務の内容や在り方について検討されたい。

5 下水道部(下水道建設課)

下水道普及向上預金補助金について、下水道普及向上預金補助金交付 要綱第3条第1項第3号において当該補助金の交付の対象は市税を滞納 していない者と規定されているにもかかわらず、申請者の市税の滞納が ないことを確認せずに当該補助金を交付していたことから、今まで交付した者について市税の滞納がなかったかを確認し、適正に対処されたい。

6 河芸総合支所(地域振興課)

市有地(普通財産)の一部を漁業等の用地として、平成28年3月末 を満了時期とする個人等への賃貸を行っているが、当該土地に建てられ た一部の建物が老朽化により防災上危険な状態となっており、適正に管 理されていない。普通財産は、行政財産とは異なり直接公用又は公共の 用に供されるものではないが、市民の貴重な共有財産として適正に管理 されなければならないものであることを踏まえ、当該契約に係る更新の 可否を含め、当該賃貸借契約の満了時期までに賃借人と十分に協議され たい。

7 一志総合支所(地域振興課)

一志温泉やすらぎの湯の使用料について、1回利用(当日券)のほかに、回数券や年会員券の料金区分を設定しているが、年間の利用回数によっては、年会員券の1回当たりの使用料が著しく安価となり、当日券や回数券の使用料との格差が大きくなりすぎること、また、市が運営する温泉施設の中で年会員券があるのは一志温泉のみであり、使用料の設定において他の温泉施設との均衡を欠いていることから、年会員券の在り方について検討されたい。

8 美杉総合支所(地域振興課)

太郎生地域づくり協議会における空き家活用事業について、当該事業の内容は、空き家となっていた旅館を改修し、地元住民との交流体験施設として活用を図るものであるが、改修するに当たり多額の公費が投入されており、また、その財源の2分の1は農林水産省からの農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が充てられていることから、当該施設には22年の処分制限期間があるところである。

また、市からの運営費補助金の交付は平成24年度までの予定となっていることから、今後、更なる経営努力が必要となってくる。

しかし、現在は、市、太郎生地域づくり協議会及び建物の所有者の三者の中で、当該事業の実施主体及び責任の所在が明確となっていない状況であることから、今後、長期的に安定した運営を行っていく上で、三者の役割を明確にし、当初の目的である太郎生地域の活性化に寄与することができるよう経営基盤の安定を図られたい。

9 教育委員会事務局(教育研究支援課)

教育研究所用地(行政財産)の一部を地元自治会の防災用倉庫用地として使用許可しているが、教育財産であるにもかかわらず市長名で許可書が交付されている等の不備がみられたことから、今後は適正に事務処理をされたい。

津市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月1日

津市監查委員 渡 邊 昇 津市監查委員 駒 田 修 一 津市監查委員 福 田 慶 一

第1 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における平成24年度の財務及び事務の執行 を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、 平成23年度以前のものを対象に含めた。

- 1 榊原財産区(所管部局:久居総合支所地域振興課、榊原出張所)
- 2 河内財産区(所管部局:芸濃総合支所地域振興課)
- 3 波瀬財産区(所管部局:一志総合支所地域振興課、波瀬出張所)

第2 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の横山敦子及び宇陀照良がその合議に関与したものであるが、平成25年2月13日付けで退任し、同月14日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の福田慶一が当該報告を提出することについて、事務を引き継いだ。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成24年11月19日から平成25年2月8日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、その是正措置を講じることなどを求める事項(極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。)については、次に記載するとおりである。これらの事項がない財産区については、特に記載していない。

なお、市長は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を 講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を 監査委員に通知されたい。

1 河内財産区

河内財産区が所有している旧津市河内公民館について、当該公民館の 敷地は市有地(行政財産)であるにもかかわらず、市の使用許可を得て いないことから、速やかに適正な処置を講じられたい。

2 波瀬財産区

波瀬財産区が所有している土地を電柱等の敷地として賃貸しているものの、契約書を交わさずに賃貸を更新していることから、速やかに適正な処置を講じられたい。